2026年11月4日
大王製紙株式会社
いわき大王製紙株式会社

いわき大王製紙5号ボイラーにおける排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準超過について（第二報）

2026年11月2日に公表しました、いわき大王製紙株式会社（福島県いわき市）の5号ボイラーにおける排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準超過について、その後の確認結果および対応状況をお知らせいたします。

本件につきまして、地域の皆さまをはじめ、関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1．経緯

2026年9月18日、いわき市環境監視センターおよび当社がそれぞれ5号ボイラーの排ガス測定を実施し、10月26日に、いずれの測定においてもダイオキシン類濃度が法令に定める排出基準を超過していることが判明しました。これを受け、同日、5号ボイラーの運転を停止しました。

その後、排出基準超過の原因調査および設備の点検・対策を進めるとともに、周辺環境および健康への影響について確認を進めてまいりました。

2．周辺環境および健康への影響

今回確認された排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を基に、外部専門機関において、周辺地域におけるダイオキシン類の最大着地濃度※1を算定した結果、最大着地濃度は0.008688pg-TEQ/m³となり、環境基準（年平均値）である0.6pg-TEQ/m³を大きく下回る値であることを確認しました。

この結果から、今回の事象による周辺環境および地域住民の皆さまの健康への影響は極めて小さいものと考えております。

※1．煙突などから大気中に排出された物質が地表に到達した際の、地表における最大濃度

3．設備の点検および対応

5号ボイラーの運転状況および排ガス処理設備等を点検した結果、燃焼温度や排ガスの冷却温度などの維持管理基準は遵守していたものの、排ガス処理設備である※2バグフィルターのろ布の一部に損傷（穴あき）があることを確認しました。損傷したろ布を含め、劣化が認められたろ布については交換を完了しています。

※2．排ガス中のばいじん等をろ布（フィルター）で捕集する設備

4．今後の対応

当社およびいわき大王製紙株式会社は、本件を重く受け止め、設備の点検・管理体制を見直すとともに、ろ布等の消耗部材の管理方法の改善や予防保全の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

また、5号ボイラーについては、排ガス中のダイオキシン類濃度の再測定を実施し、排出基準への適合を確認後、いわき市へ報告したうえで運転を再開してまいります。

なお、5号ボイラーの停止による製品供給への影響はありません。

以上